

# 基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 への引上げの財源確保

## ～ 国民年金法改正案の国会論議 ～

厚生労働委員会調査室 おおがね あきこ  
大鐘 章子

### 1. はじめに

第 171 回国会において、平成 21 年 6 月 19 日、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 に引き上げるため、21 年度及び 22 年度について財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入金を活用するとともに、23 年度以降について財源確保の道筋を定めた「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」(閣法第 19 号)(以下「国民年金法改正案」という。)が成立した。本法律案は、衆議院で施行期日についての修正<sup>1</sup>が行われた後に参議院に送付され、その後、参議院では、本会議での趣旨説明質疑、厚生労働委員会及び連合審査会(財政金融委員会)での審査を経て、6 月 18 日に厚生労働委員会において否決され、6 月 19 日に本会議でも否決されたが、同日衆議院で 3 分の 2 以上の多数をもって再議決され、可決・成立した。

本稿では、本法律案の提出経緯と概要を概観した上で、参議院厚生労働委員会及び連合審査会での審査を中心に、国会での議論を紹介する。委員会等では、基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 への引上げのため当初 2 年間について臨時的な財源措置とした理由とその妥当性、23 年度以降の財源確保の見通し、21 年財政検証結果の評価、無年金・低年金問題への対応、受給資格期間及び保険料納付遡及期間の見直し等について議論が行われた。

### 2. 法律案の提出経緯と概要

#### (1) 法律案の提出経緯

公的年金制度においては、制度の運営についての国の責任の具体的表明として、給付水準の改善、保険料負担の軽減などの観点から、費用の一部に対して国庫負担が行われており、その国庫負担は、全国民共通の基礎的給付であり、すべての世代が負担する税財源を投入する合理性があると考えられる基礎年金に対して行われている。

基礎年金への国庫負担は、従来から 3 分の 1 の負担が行われていたが、少子高齢化の進展に伴い年金給付の増加とともに将来の保険料負担増が懸念されるようになる中で、その引上げが課題とされるようになった。そうした中で、平成 16 年の年金制度改革では、将来世代が負担可能な保険料水準とするとともに、長期的な給付と負担の均衡を図り、持続可能な制度とするために、保険料負担と給付水準の見直しと併せて、基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げが国民年金法の本則に定められることになった。

16 年制度改革を受けて、16 年度には、年金課税の見直しにより 272 億円を 3 分の 1 に積み増すことが行われ、17 年度には、定率減税の縮減による国の増収により 1,101 億円が

加算され、また 18 年度には、定率減税の縮減・廃止による増収により 2,200 億円が加算され、国庫負担割合を  $1/3 + 25/1000$  (約 35.8%) まで引き上げて定率化する措置が講じられた。さらに 19 年度においても、1,124 億円 ( $7/1000$ ) を加えて国庫負担割合の引上げを行い、現行の負担割合である  $1/3 + 32/1000$  (約 36.5%) まで引き上げられた。

16 年国民年金法改正法附則第 16 条では、19 年度を目途に所要の安定財源を確保する税制の抜本改革を行った上で、21 年度までの間に基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 に引き上げる旨が定められていた<sup>2</sup>。しかし、経済情勢等によって、19 年度及び 20 年度に税制の抜本改革が行われることはなく、20 年度については、第 169 回国会において、基礎年金国庫負担を更に 1,356 億円 ( $8/1000$ ) 加えて、 $1/3 + 40/1000$  とすることを内容とする国民年金法改正案が提出されたものの、同法律案は衆議院で継続審議となり、その後の第 170 回国会でも審議が行われず、廃案となった。

21 年度からの基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 への引上げの財源確保が課題とされる中で、20 年 12 月 24 日に、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」(以下「中期プログラム」という。)が閣議決定され、同プログラムでは、基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げについて、「2004 年(平成 16 年)年金改正法に沿って、前記の税制抜本改革により所要の安定財源を確保した上で、恒久化する。2009 年度及び 2010 年度の 2 年間は、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とする。(中略)『予期せざる経済変動』に対応する場合には、それまでの間についても、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とする措置を講ずるものとする」ことが示された。

そうした中で、第 171 回国会において、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 に引き上げるため、21 年度及び 22 年度について財政投融资特別会計からの特例的な繰入金<sup>3</sup>を活用するとともに、その後の財源確保の道筋を定めた国民年金法改正案が提出された。

## (2) 法律案の概要

本法律案は、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 へ引き上げるため、現行の国庫負担割合  $1/3 + 32/1000$  (約 36.5%) と 2 分の 1 の差額について、平成 21 年度及び 22 年度について財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入金を活用した財源を充てるとともに、

その後については、所得税法等の一部を改正する法律の規定に従って行われる税制の抜本的な改革により所要の安定した財源の確保を図った上で、国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げを恒久化し、24 年度以後に税制の抜本改革が行われる場合には、それまでの間、臨時の法制上・財政上の措置を講ずることを定めたものである。また、老齢基礎年金の額計算に関して、21 年度及び 22 年度の全額免除期間の月数を保険料納付済期間の月数の 2 分の 1 と算定する等の措置が定められている。なお、共済組合等について、同様の改正を行うこととしている。そのほか、基礎年金の最低保障機能の強化等に関する検討を進め、制度として確立した場合に必要な費用を賄うための安定財源を確保した上で、段階的にその具体化を図ることが附則の検討規定に盛り込まれている。

なお、21 年度及び 22 年度の財源措置については、第 171 回国会において、別途提出さ

れた「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律」(以下「財源確保法」という。)に定められており、また、税制の抜本改革については、同国会に提出された「所得税法等の一部を改正する法律」(以下「所得税法等改正法」という。)の附則第104条に定められている。同法附則第104条第1項においては、税制の抜本改革の具体的な内容として、「平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずる」ことが定められている<sup>4</sup>。両法律はともに3月27日に成立している。

### 3. 基礎年金国庫負担割合2分の1への引上げとその財源確保

基礎年金国庫負担割合を2分の1へ引き上げるため、現行の国庫負担割合と2分の1の差額について、平成21年度及び22年度について財政投融资特別会計からの特例的な繰入金を活用するとともに、その後については、所得税法等改正法附則の規定に従って行われる税制の抜本改革により所要の安定した財源確保を図った上で、国庫負担割合の2分の1への引上げを恒久化することなどを内容とする今回の改正案の財源措置に関し、委員会等では主に以下のような議論が行われた。

#### (1) 平成21年度及び22年度について臨時的な財源措置とした理由とその妥当性

平成16年国民年金法改正法附則第16条では、所要の安定財源を確保する税制の抜本改革を行った上で、21年度までの間に基礎年金国庫負担割合を2分の1に引き上げることが定められていた。こうしたことから、今回の国民年金法改正案による措置が、21年度からの税制の抜本改革による安定財源ではなく、21年度及び22年度については財政投融资特別会計からの特例的な繰入金の活用という臨時的な財源措置となった理由について問われたほか、今回の措置が、16年国民年金法改正法附則第16条の規定に反するのではないかとの指摘が行われた。

これに対しては、今回の措置は、21年度から基礎年金国庫負担割合を2分の1にするということが、年金制度の持続可能性を確保する観点で極めて重要であるというように考えたための措置である。16年改正の際には、19年度あるいは20年度に税制の抜本改革が行われ、21年4月からそうした税収を利用できるだろうという想定の下であった。しかし、経済情勢あるいは財政状況等の中で、19年度、20年度には税制の抜本改革が行われなかった。本来であれば、税制改正によって安定財源を求めなければならなかったが、安定財源を求めることが現在の経済社会的背景から可能かどうかということも判断せざるを得なかった。そうした状況の中で、20年12月24日に、「中期プログラム」を閣議決定し、2011年度に向けて景気を回復するよう全力を尽くし、経済状況を好転させることを前提にして、遅滞なく税制抜本改革を実施し、2分の1を恒久化できる安定財源を確保していくということを明らかにした上で、国民年金法改正法案を、所得税法等改正法と財源確保法と併せて、3つの法律を一体として、今回国会に提出したものである旨の答弁が行われた<sup>5</sup>。

## (2) 平成 23 年度以降の財源確保の見通し

国民年金法改正案では、平成 23 年度以降については、税制の抜本的な改革により所要の安定財源を確保した上で、基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 を恒久化することなどが定められている。税制の抜本的改革に向けた今後の見通しと、そうした改革が行われなかった場合の対応について質疑が行われた。

税制の抜本的改革については、所得税法等改正法附則第 104 条において、「経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講ずる」ことが定められており、これに基づいて粛々と行っていくことが原則である<sup>6</sup>。また、もし、これが何らかの経済的事情等で遅れた場合には、その間についても臨時の財源を手当てして国庫負担割合 2 分の 1 を維持することが国民年金法改正案には定められており、2 分の 1 に引き上げたものを元に戻すことはしない旨の説明が行われた<sup>7</sup>。

## (3) 安定財源として想定されている財源

平成 23 年度以降については、税制の抜本改革を行った上で財源確保を図っていくことが予定されているが、基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 への引上げのための安定財源としては、どのような財源が想定されているかについて確認が行われた。また、安定財源の道筋を定めた「中期プログラム」には、消費税に関する記述があるが、目的税という言葉が入っていない理由について問われた。

これに対しては、「中期プログラム」の中には、消費税を、医療、年金、介護、少子化対策に使うということが書いてあることから、安定財源といえば消費税になることは「中期プログラム」から読み取れる。また、「中期プログラム」には、目的税という言葉は使っていないが、その使い道については明快に医療、年金、介護、少子化対策に使うということも書いてあり、そのことをはっきりさせるために区分経理をするということも書いてある。目的税と呼ぶか、目的税化するかということは別にして、目的税的に使うということは明快に書かれていると承知をしているとの答弁が行われた<sup>8</sup>。

## 4. 平成 21 年財政検証結果の評価

現行年金制度では、保険料、国庫負担額及び年金給付額等の年金財政に係る収支の現状と見通しについて、少なくとも 5 年ごとに財政検証を行うこととされている。これは平成 16 年制度改正前の財政再計算に相当するものであり、同改正によって財政検証へと変わった。21 年 2 月に公表された制度改正後初めての財政検証結果では、出生中位、経済中位の基本ケース<sup>9</sup>において、16 年国民年金法改正法で約束された「夫のみ就労のモデル世帯の所得代替率 50%」が確保できるとの試算結果が出された<sup>10</sup>。こうした結果に対し、委員会等では、経済前提等の設定条件の妥当性、国民年金保険料納付率が年金財政に及ぼす影響、世代間格差問題、世帯類型別格差及びモデル世帯を指標とすることの意義等について議論が行われた。

(1) 経済前提の妥当性

財政検証では、基本ケースにおける長期の経済前提として、名目賃金上昇率が2.5%、名目運用利回りが4.1%と設定されるなど高い前提が置かれている。16年財政再計算時には、名目賃金上昇率が2.1%、名目運用利回りが3.2%と設定されており、今回の経済前提は、現在よりも経済状況が良かった16年のときと比較しても高い前提となっている。こうした前提は、現下の経済情勢や過去の経済実績から見ても実現可能性が低く、見通しが甘いのではないかとの観点から、今回の経済前提の妥当性について問われた。また、経済前提の設定については、社会保障審議会年金部会における経済前提専門委員会の専門家が審議した結果に基づくものであるが、その設定に当たっては、複数のチームでの検証の必要性や、厚生労働省以外の第三者によるチェックの仕組みの必要性が提案された。

これに対しては、名目運用利回り4.1%の算出根拠については、物価上昇率1.0%、将来の実質長期金利2.7%、株式等による分散投資効果0.4%が内訳となっている。16年のときと比べて今回名目運用利回りが高くなっているのは、その内訳のうち将来の実質長期金利が高くなっているためであるが、その理由としては、将来の実質長期金利を算出するに当たって、過去の実質長期金利に対して掛けられる「将来の利潤率の見込みと過去の利潤率の実績の比率」が、日本経済の成長に影響を与える全要素生産性上昇率が高まっていることなどにより16年のときよりも今回高く設定されているためであるとの説明が行われた(図表1)。

図表1 長期の経済前提の設定について

<p>(2) 賃金上昇率</p> $\text{名目賃金上昇率}(2.5\%) = \text{物価上昇率}(1.0\%) + \text{実質賃金上昇率}(1.5\%)$ <p>被用者1人あたりの実質経済成長率を実質賃金上昇率とみており、マクロの実質経済成長率から被用者数の変化率を差し引いたものに相当する。</p> $\text{実質賃金上昇率}(1.5\%) = \text{実質経済成長率}(0.8\%) - \text{被用者数の変化率}(0.7\%)$ <p>の関係であるものと見通して設定している。</p>
<p>(3) 運用利回り</p> $\text{名目運用利回り}(4.1\%) = \text{物価上昇率}(1.0\%) + \text{将来の実質長期金利}(2.7\%) + \text{分散投資効果}(0.4\%)$ $\text{将来の実質長期金利}(2.4 \sim 3.0\%) = \text{過去の実質長期金利}(2.1 \sim 3.0\%) \times \frac{\text{将来の利潤率の見込み}(9.7\%)}{\text{過去の利潤率の実績}(8.6 \sim 9.8\%)}$ <p>過去の実質長期金利や利潤率の実績は15～25年の期間をとったもの。</p>

(出所)厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し - 平成21年財政検証結果 - 」より抜粋

また、名目賃金上昇率2.5%の算出根拠については、物価上昇率1.0%、実質賃金上昇率1.5%が内訳となっている。実質賃金上昇率は、実質経済成長率0.8%から被用者数の変化率マイナス0.7%を減じる（0.7%を加える）ことで算出される。被用者数の減少、すなわち総賃金を受け取る側の頭数が減っていく人口減少社会において、減った分を資本の側に持って行くのではなく、労働の方に回るということをモデルの前提としている旨の説明が行われた<sup>11</sup>（図表1）。

また、経済前提の設定に当たっては、複数のシナリオを提示する方が国民に判断してもらうときに有効であり、今回の議論を通じて出てきた提言を活かしてそういう方向に変えていきたいということが示されたほか<sup>12</sup>、第三者によるチェックの仕組みについては、第三者委員会で検討することも含めて、改善の方向で努力をしたいと思っている旨の答弁が行われた<sup>13</sup>。

さらに、経済前提に関しては、仮に、過去10年平均の経済実績を前提として試算した場合には、物価上昇率、名目賃金上昇率がともにマイナスとなり、かつ名目賃金上昇率の方がより低くなっているため、マクロ経済スライドの調整は実質的に機能せず、所得代替率が上昇することになる<sup>14</sup>。このため、財政均衡期間における給付と負担の均衡を図ることができず、平成43(2031)年度に厚生年金の積立金が枯渇するとの試算が示されている。こうした試算結果について、積立金が枯渇するということは、その年度に入ってくる保険料では給付を満たすことができず、受給権者に法律で約束した給付をすることができなくなり、法律違反になるのではないかとの質疑が行われた。

これに対しては、それは法律違反と想定して、そういうことにならないように資金繰りその他最大限努力することになると思うが、その原資を編み出すことができるかという大きな問題になるし、法律で定められた義務的負担と給付であるので、それを切り替える前には法律制度の改正が必要となるとの答弁が行われた<sup>15</sup>。

## （2）女性の労働力率に関する見通し

財政検証では、基本ケースにおける労働力率について、30～34歳の女性の労働力率が平成42(2030)年に79%となることが前提とされている。30～34歳の女性の労働力率は、平成18年(2006)年で63%であり、これが79%まで上昇するためには、今後、飛躍的に女性の労働力市場への参加が進むことが必要となる。このため、どのような改善方策によって女性の労働力市場への参加を促進するのか問われた。また、こうしたケースの実現のためには、保育所幼稚園在園児童比率の上昇、男性の家事分担割合の上昇、男女間賃金格差の解消等が前提とされているが、これらの前提の実現可能性について疑問が呈された。

これに対しては、16年の財政再計算時には、労働力率の将来推計に当たり、基本的には女性のM字型カーブが残ることが前提とされていたため、M字の底に当たる30～34歳の女性の労働力率が低く設定されていた。今回の財政検証では、ワーク・ライフ・バランスの進展によってM字型カーブが一定程度解消される社会の姿を展望したものであり、同年齢の女性の労働力率を高く見込んでいる。また、女性の労働力市場への参加が相当程度進むケースが実現する前提として、保育所幼稚園在園児童比率については、過去10年間の平均

的な増加幅から定率延長を行った推計結果に基づき上昇することが見込まれており、男性の家事分担割合については、今後、労働時間の短縮、男性の家事分担に対する意識変化等によって上昇することが見込まれている。また、男女間賃金格差の解消については、ポジティブアクション等を通じて社会における女性の能力発揮が進むことによって男女間の賃金格差が2030年に解消されるという仮定を置いたものであるとの説明が行われた<sup>16</sup>。

### (3) 国民年金保険料納付率が年金財政に及ぼす影響

財政検証では、そのほか国民年金保険料納付率についても前提が置かれており、国民年金保険料納付率については、平成21年度以降に80%となることが想定されている。しかし、国民年金保険料納付率は、19年度には63.9%であり、さらに最新の数字では、20年4月から翌年2月までの納付率が61.5%となるなど低下傾向にある。

衆議院厚生労働委員会では、こうした実績から乖離した納付率80%という数字を財政検証の前提として用いることの妥当性や納付率低下が所得代替率に及ぼす影響等について問う質疑が行われ、こうした質疑を受けて、納付率の変化が最終的な所得代替率に及ぼす影響に関する試算結果が、21年4月14日に厚生労働省年金局より示された(図表2)。この試算結果によると、仮に、財政検証の前提として、14年度以降の実績値の平均に近い65%の数字を用いた場合には、最終的な所得代替率は50%を割ることが明らかになり、参議院厚生労働委員会でも、こうした納付率80%という前提の妥当性や納付率低下が年金財政に及ぼす影響について問われた。

図表2 将来にわたる国民年金保険料納付率の変化が最終的な所得代替率に及ぼす影響の試算

将来にわたる納付率	最終的な所得代替率に与える影響	最終的な所得代替率
80%(基本ケース)	-	50.1%程度
75%( 5%)	0.25~0.3%程度減少	49.8~49.85%程度
70%( 10%)	0.5~0.6%程度減少	49.5~49.6%程度
65%( 15%)	0.75~0.9%程度減少	49.2~49.35%程度
60%( 20%)	1.0~1.2%程度減少	48.9~49.1%程度

(出所)厚生労働省年金局資料(平成21年4月14日)

これに対しては、国民年金保険料納付率80%を前提としていることについては、前回の財政再計算時と同様に、直近の社会保険庁の社会保険事業計画に掲載されている80%を前提としている<sup>17</sup>。納付率80%の達成可能性については、年金記録問題による年金不信や経済情勢が悪いというようなことはあるが、基本的には、国民年金保険料納付率は100%を

目指していきたいし、努力すれば不可能な数字ではないと考えている旨の答弁が行われた<sup>18</sup>。また、国民年金保険料納付率の低下が年金財政へ与える影響については、納付率が問題とされる自営業者やパート労働者等の第1号被保険者の未納者・未加入者が公的年金制度加入者全体に占める割合は約5%程度であり、その数字の増減によって年金財政の持続可能性への影響は大きくないと考えているが、事の性質は非常に重要なものである。財政的に見ると、経済成長率や少子化の影響が非常に大きな影響を与える要因であるので、相対的に非常に小さな影響にとどまるとの答弁が行われた<sup>19</sup>。

#### (4) 世代間格差問題

財政検証で示された世代間の給付と負担の関係を見ると、厚生年金では、来年70歳になる1940年生まれの方は、支払う保険料負担額に対してもらえる年金額の倍率が6.5倍となるのに対して、来年30歳となる1980年生まれの方の場合には同2.3倍となり、世代間で格差が生じている(図表3)。こうした世代間格差は、16年の年金制度改正時にも指摘された問題であるが、若者の年金制度への加入や保険料納付インセンティブに悪影響を及ぼす懸念等があり問題だとする考え方がある一方で、現在の年金受給世代は現役時にその上の世代を私的に扶養しており、年金制度内の格差を主張することは適当ではないとの考えがある。こうした世代間格差問題について政府の見解が問われた。

図表3 世代間の給付と負担の関係(給付負担倍率)

生年度	平成17(2005)年における年齢	平成22(2010)年における年齢	厚生年金(基礎年金を含む)		国民年金	
			平成16年財政再計算	平成21年財政検証(基本ケース)	平成16年財政再計算	平成21年財政検証(基本ケース)
1940年生	65歳	70歳	6.3倍	6.5倍	4.3倍	4.5倍
1945年生	60歳	65歳	4.6倍	4.7倍	3.4倍	3.4倍
1955年生	50歳	55歳	3.2倍	3.3倍	2.3倍	2.2倍
1965年生	40歳	45歳	2.7倍	2.7倍	1.9倍	1.8倍
1975年生	30歳	35歳	2.4倍	2.4倍	1.8倍	1.5倍
1985年生	20歳	25歳	2.3倍	2.3倍	1.7倍	1.5倍

(出所) 社会保障審議会年金部会「平成21年財政検証関連資料(1)」(平成21年5月26日)

これに対しては、世代間の給付と負担の関係を見ると、確かに今の高齢世代はかつて納めた保険料負担に対する給付倍率が高くなっている一方、若年世代については低くなっている。16年財政再計算時も今回もそういう結果が出ている。その背景にあるのは、都市化、核家族化によって、この30年間、私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養へ移行したことや、少子化、長寿化の更なる進行により、現役世代にかかる扶養負担が全体的に高



まってきたこと、また、生活水準の向上、実質的な保険料負担能力が上がってきた中で保険料負担水準が引き上げられてきたというような様々な背景がある。また、後輩世代である我々や更に若い世代は、先人の作り上げた社会資本あるいは技術、様々な恩恵を被って現在の制度の中で給付と負担の恩恵に浴している。したがって、検証結果で出された数字は事実として受け止めなければならないが、それをもって格差が問題だという観点で見るとは慎むべきことだと考えているとの答弁が行われた<sup>20</sup>。

(5) 世帯類型別格差及びモデル世帯を指標として掲げることの意義

財政検証では、夫のみ就労のモデル世帯については所得代替率 50.1%が確保できるとの結果が示されているが、40年間共働きの世帯では 39.9%、男子単身世帯では 36.7%、女子単身世帯では 45.0%というように、モデル世帯以外では所得代替率が 50%を切る結果となっている(図表4)。このように所得代替率 50%を割る世帯が存在することについての政府の認識について問われた。また、女性の働き方が多様化している中で、共働き世帯が増加している一方、夫のみが就労し妻が専業主婦である世帯は減少している。そうした中で、夫のみ就労の世帯をモデル世帯とすることの意義、また所得代替率 50%以上が保障されるモデル世帯が、実際には全世帯の中でどのくらいの割合を占めているかについて質疑が行われた。

図表4 世帯類型別の所得代替率

世帯類型		所得代替率		
		直近時点 (平成16,21年度)	平成37(2025)年	平成62(2050)年
夫のみ就労の場合	平成16年財政再計算	59.3%	50.2%	50.2%
	平成21年財政検証(基本ケース)	62.3%	55.2%	50.1%
40年間共働きの場合	平成16年財政再計算	46.4%	39.3%	39.3%
	平成21年財政検証(基本ケース)	48.3%	43.1%	39.9%
男子単身の場合	平成16年財政再計算	42.5%	36.0%	36.0%
	平成21年財政検証(基本ケース)	43.9%	39.3%	36.7%
女子単身の場合	平成16年財政再計算	52.7%	44.7%	44.7%
	平成21年財政検証(基本ケース)	55.3%	49.2%	45.0%

(出所) 社会保障審議会年金部会「平成21年財政検証関連資料(1)」(平成21年5月26日)

これに対しては、世帯類型別の所得代替率の結果については、基礎年金による所得再配分効果の結果<sup>21</sup>、世帯1人当たりの所得が低いほど、年金額は低くなるが、所得に対する年金額の割合が相対的に高まることで所得代替率は高くなり、また、世帯1人当たりの所得が高ければ、年金額は高くなるが、所得に対する年金額の割合が相対的に低くなるので所得代替率は低くなるという関係にある。世帯の在り方によって年金額は様々であり、一

概に示すことができない中で、国民にとって年金がどの程度もらえるかを具体的にイメージすることができるように従来から世帯類型別のものを示している。共働き世帯や単身世帯では、世帯1人当たりの所得が専業主婦世帯やパート主婦世帯より高い数字となるために、年金額は高くなるが、所得ほど年金が高くないという相対関係の下で、所得代替率は低くなっている旨の説明が行われた<sup>22</sup>。

また、モデル世帯が実際に全世帯の中でどのくらいの割合を占めているかについては、補足的なデータとして、平成19年の老齢年金受給者実態調査によれば、夫の経歴が正社員中心であった世帯のうち、約6割の世帯では妻が厚生年金に本格的に加入していなかったとの結果がある。しかし、このうち、40年間妻が専業主婦であるケースがどのくらいいるのかについては分かり得ないとの説明が行われた。また、モデル世帯を指標とする意義については、長期にわたる年金制度において給付と負担の水準がどのように推移していくかを見る物差しは必要であり、5年ごとの財政検証の中で、モデル世帯を物差しとして継続的に給付水準の変化を見ていくことは重要なことである。世帯の概念については、様々な価値観が含まれるので一律に法律や制度等で特定していくことが難しいとした上で、働き方の実情や国民意識の変化の動向を踏まえてデリケートな議論を背景に持って詰めなければならず、また共働き世帯でも所得代替率50%を確保するとした場合には保険料や税財源の問題があり、簡単に取り替えることが技術的、制度的、行政的にはそう容易ではない旨答弁が行われた<sup>23</sup>。

さらに、共働き世帯が増加している中で、モデル世帯を標準モデルとすることを止めるべきだとの指摘に対しては、モデル世帯については、定点観測用であるので、モデルとか標準という言葉にとらわれず、それが適切でなければ定点観測世帯という言葉に変えてもいいのではないかとした上で、やはり一定の意味はあるが、様々なケースを出して今後は行っていきたいと思っているとの答弁が行われた<sup>24</sup>。

#### (6) 所得代替率50%が確保できなかった場合の対応

所得代替率50%確保が実現しないことが分かった場合には、どのような対応が行われるのか。予想以上の少子化の進展や経済情勢の悪化など、想定していた前提が達成されずに、所得代替率50.1%が下がることが見込まれるようになった場合には、保険料を引き上げたり年金の支給開始年齢を引き上げるなどの負担を国民に求めるのではなく、財政投入を考える必要があるのではないかと意見が示された。

これに対しては、年金制度においては、5年に1度行われる財政検証においておおむね100年程度にわたる年金財政の見通しを作成し、仮に5年以内に所得代替率50%を下回ることが見込まれる場合には、給付及び負担の在り方について見直しを行い、マクロ経済スライド調整の終了等の措置を講ずることとされている。したがって、実際にそのような事態が生ずると見込まれた時点において、社会経済情勢を踏まえ、国民的な議論を経て定めるべきであり、現時点ではなかなか判断できない問題ではないかと思うとの答弁が行われた<sup>25</sup>。

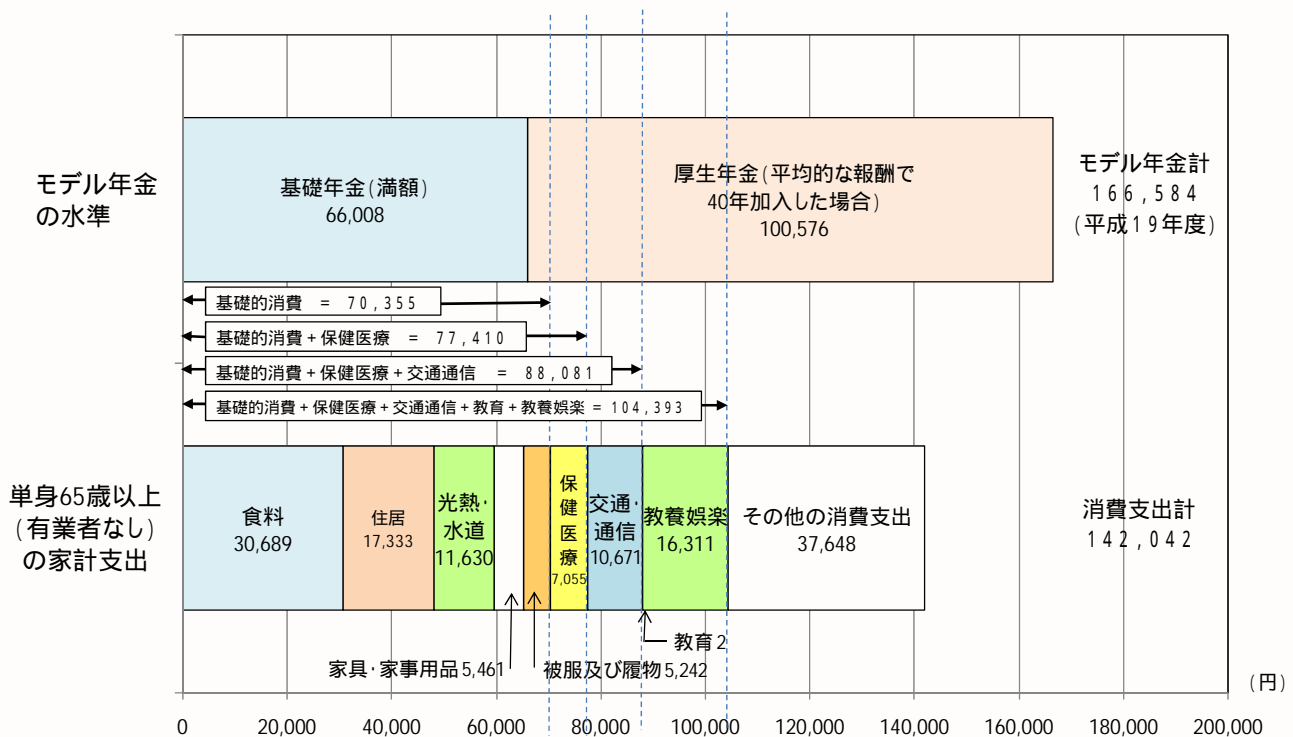
## 5. 無年金・低年金問題への対応

一般的な年金受給年齢である65歳以上の者のうち、今後保険料を納付しても年金を受給できない無年金者は、平成19年4月時点において約42万人おり、64歳未満で同様の者を含めると、その数は118万人になると推計されている。また、国民年金の老齢基礎年金の月額、満額で約6万6千円(平成21年度)であるが、国民年金受給者の平均年金月額は5万3,602円(平成19年度)基礎年金のみ・旧国民年金の受給者では4万8,057円(同)となっており、年金を受給できても低い金額しか受給できない低年金者も多にいる。こうした無年金・低年金問題に関して以下のような質疑が行われた。

### (1) 老齢基礎年金の水準の問題

単身高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準を見ると、食料と住居と光熱・水道費を支払うと約6万円になり、基礎年金額では、交通・通信、保健医療、被服、履物、教養娯楽等の支出に余裕がない状況にある(図表5)。生活保護受給者のうち約4分の1が年金受給者であるとのデータもあり、年金だけでは暮らしていけない現状があることが指摘された。また、65歳以上の高齢者の生活保護比率が高いことなどを受けて、生活保護制度の在り方の検討と年金制度改革を連動して行い、高齢者については、簡便なミーンズテストにして、自動的に基礎年金を満額受けられるような方向に変えていくべきではないかとの意見も出され、こうした問題についての政府の見解が問われた。

図表5 単身高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準



(出所)平成19年家計調査年報(総務省統計局)及び厚生労働省資料を基に作成

これに対しては、単身高齢者の生活が厳しい実態にあることについては、年金の最低保障機能を早急に高める必要があるとの考えが示されたほか<sup>26</sup>、生活保護との関係については、セーフティーネットをどういう手段で張り巡らすか。生活保護も一つの手であり、年金もそうである。現在の年金はそういう意味でセーフティーネット機能が十分ではなく、とりわけ、最低保障額は引き上げる必要があると思っている。政府の中でも、無年金・低年金対策、最低保障をどう引き上げるかということが大きな課題になっている。単身家庭の6万6千円というのは、特に大都会では生活していくのが非常に難しいというような問題もあるので、これは早急に是正する方向で既に検討に入っているとの答弁が行われた<sup>27</sup>。

## (2) 基礎年金の最低保障機能の強化の検討

無年金・低年金が問題とされる中で、基礎年金の最低保障機能の強化が課題とされている。基礎年金の最低保障機能の強化の検討については、中期プログラムや国民年金法改正案の検討規定にも盛り込まれており、これに関する政府の取組状況について問われた。

これに対しては、社会保障審議会においては、中間的整理として4つのパターンを示している。1つは、基礎年金において、低年金者に対して、保険料拠出の有無にかかわらず一定額を保障する最低保障年金の創設であり、2つ目は、保険料の拠出時に所得に応じて保険料の一部を軽減し、軽減した保険料を求める一方、軽減分についてはこれを公的に支援する保険料軽減支援制度の創設、3つ目は、基礎年金額が満額であるか否かにかかわらず、著しく所得の低い単身高齢者等の基礎年金に加算金の加算を行う単身低所得高齢者等加算、4つ目は、基礎年金に必要な財源を全額税財源で賄う税方式の導入である。

最低保障年金制度については、滞納者であっても受給資格期間さえ満たせば、一定額の年金を受給できることとなり、受給資格期間を超えて保険料を納付する意欲に対する悪影響が懸念されるのではないかと指摘がある。そうしたモラルハザードを最小限にする工夫が必要なのではないかと考えている。また、保険料軽減支援制度については、所得に応じた保険料ということなので、社会保険方式の基本を踏まえた案であり、最低保障年金制度に比べるとモラルハザードの難点は少ないと考えられるが、他方、制度設計の前提となる自営業者や非正規労働者等の所得捕捉をどうするのかなどの問題がある。こうした問題について今後詰めていかなければ、現実的にはまだ検討が不十分であるとの批判を免れないとの答弁が行われた<sup>28</sup>。

## (3) 障害基礎年金の給付水準の引上げの必要性

障害基礎年金については、現在、障害等級1級の場合で月額約8万3千円、2級の場合で同約6万6千円となっており、2級の場合には老齢基礎年金額と同額となっている。しかし、障害者には障害を有することに伴って生ずる様々な特別な出費があるため、老齢基礎年金額と同額では不十分であり、障害基礎年金の給付水準を引き上げる必要性について意見が示された。

これに対しては、障害年金については、障害による稼働能力の喪失に対して所得保障を行うことを目的として設けられているものであり、通常、一般に生じるであろう所得の稼

得能力の喪失と言えば老齡ということになるので、老齡による保険事故が早期に到来したとの考え方によって、そうした給付であるという位置付けにして、制度創設当初から老齡基礎年金額とのバランスに配慮して設定されている。障害等級1級の障害基礎年金額については、介護等の必要経費などに配慮して、老齡基礎年金額の1.25倍に当たる約8万3千円となっている。審議会においては、老齡年金について、単身高齡者等に対して加算金を加算する制度が一つの考え方として示されており、この議論には障害基礎年金を受給している高齡者も含まれる。障害基礎年金の給付水準の引上げについては、年金制度の在り方、社会保障制度全体の見直しの議論との整合性を踏まえた検討が必要であり、また財源確保の問題も踏まえて今後議論を深めていく必要があるとの答弁が行われた<sup>29</sup>。

## 6. 受給資格期間及び保険料納付遡及期間の見直し

### (1) 受給資格期間の見直し

現行年金制度では、年金を受給する要件として、原則として25年の受給資格期間があり、これを満たすことができないと無年金となってしまふ。無年金者を減らすために25年の受給資格期間を見直すべきであるとの一方で、受給資格期間の短縮により低年金者が増加する懸念もある。受給資格期間の見直しについてどのように考えるかについて質疑が行われた。

これに対しては、25年の受給資格期間については、一つは、国民皆年金を創設した際に、低所得等で保険料負担が困難な人に対しては特別に税を活用した免除制度を創り上げて、これを用いれば25年の受給資格期間がクリアできるのではないかと考えた。また、その後も、65歳あるいは70歳までの任意加入期間を設けて制度の工夫をしてきた。しかしながら、今日の無年金・低年金問題などを見ても、考え直すべき時期に来ているのではないかと考えている。審議会においても、一定の条件を付け、低所得、低年金問題に対する最低保障機能の強化と併せてしっかり考えていくのであれば、25年の受給資格期間の短縮ということは政策論的に十分にあるというところまで議論を進めてきている段階であるとの答弁が行われた<sup>30</sup>。

### (2) 保険料納付遡及期間の見直し

現行年金制度では、保険料を納付する権利は2年で時効消滅してしまい、2年以上遡って保険料を納付することができない。そのため、今は経済的に苦しい時期であるため保険料を納付することができないが、将来経済的な余裕が生まれたときにまとめて後から保険料を納付することができるというような仕組みを導入すれば、将来の無年金・低年金者の発生抑制に一定の効果を持つのではないかと考えられる。保険料納付の遡及期間の見直しについての政府の見解を問う質疑が行われた。

これに対しては、無年金・低年金対策を重視する時期に来たという判断に立つと、2年の時効という点についても十分議論の余地があるというように考え、関係審議会でも前向きな議論の整理をしているところである。ただし、2年を20年でも30年でもいいではないかというようにすると、その間払える資金的な余力のある人にだけチャンスを広げること

になりかねないので、一定の知恵と技術的対応を考えなければならないと考えている。5年とか10年であればある程度工夫の余地があるのではないかというのが関係審議会の議論でもあるので、今後具体論を詰めていきたいと考えているとの答弁が行われた<sup>31</sup>。

## 7. 年金の財政方式・財源確保等に関する問題

### (1) 基礎年金を税方式化する場合に必要なとされる財源規模及び移行の問題点

無年金・低年金問題等を背景として、年金制度の財政方式に関して、基礎年金部分を税方式化にすべきとの意見が各方面から出されている。こうした税方式化の議論をめぐって、基礎年金を税方式化する場合に、必要とされる財源規模と移行措置について問われた。

これに対しては、まず、財源規模については、平成20年5月に公表された社会保障国民会議の定量的シミュレーション結果<sup>32</sup>によると、税方式化のパターンを3つに分けて分析した試算結果が示されており、それによると、過去の国民年金保険料の納付状況に関係なく一律に税財源による給付を行った場合には14兆円（消費税率換算で5%相当）、過去の保険料の未納期間に応じてその分は減額する場合には9兆円（消費税率換算で3.5%程度）、過去の保険料納付実績を評価してその分給付に加算をするという場合には、自己負担のみを加算するのか事業主負担分も含めて加算するのかによって分かれるが、両方の幅を取ると、24兆～33兆円（消費税率換算で8.5%～12%程度）の財源が必要になるとの試算結果が出されているとの答弁が行われた<sup>33</sup>。

また、移行の問題については、例えば、これまで40年間保険料を支払ってきた人がまた税を支払うことによる不満があり、こうした不満をどうするのかという問題があるほか、元々、自助、共助、公助という形で保険料方式にした意義があり、社会連帯の問題もある。また、移行には60年間くらい論理的には必要となってくるが、経過措置に伴ういろいろな不公平の解消というのが極めて大きな問題になる。世代間公平を考えて万民を納得させるような経過措置をどう考えるかというのが最大の課題になるのではないかと答弁が行われた<sup>34</sup>。

さらに、基礎年金を税方式化してそれに所得比例年金を上乗せする制度の創設については、自営業者等の所得捕捉の問題のほかに、現在基礎年金部分について行われている保険料の事業主負担を誰がどのような形で負担していくのかという問題や、所得比例部分について所得再配分機能をどのように考えていくかなどの様々な問題がある。最終的には一元化するのは理想であるが、どういう形で経過措置を取りながら行っていくか、良い方向に変えていく知恵が必要である旨の見解が示された<sup>35</sup>。

### (2) 消費税増税による税収が赤字国債の返済に充てられることの懸念

「中期プログラム」では、社会保障給付及び少子化対策のための安定財源として消費税が想定されている。一方、社会保障給付費については、約10兆円が赤字国債に依拠しており、消費税率引上げによる増収が、社会保障給付費の増加ではなく、赤字国債の返済のために使われてしまう懸念が示された。

これに対しては、社会保障制度は維持しなければならないが、今の財政構造では赤字国

債を増発しながら社会保障を維持していくということになっており、結局は将来の世代がこの借金を背負うことになる。元々、特定の税目を目的税化するというについては、主税局的には反対だったが、この3年ぐらい前から、これだけ社会保障費が大きくなってきた場合、やはり税をお願いして社会保障制度、年金、医療、介護を確かなものにするということは財政の硬直化という議論よりもはるかに勝る議論であって、主税局も今は、目的税化にしてこれらの分野にだけ使う税制として将来の国民の負担をお願いするというところで納得をしている。税を上げて過去の借金を片付けるのに使うという気持ちは全くなく、今の社会保障制度を維持するためにはこういう目的税的に使える税を全部充てるとしており、財政再建の方は既定経費の節減、歳出改革、また経済成長あるいは他の税目の改革によって財政再建を図っていこうとしているとの答弁が行われた<sup>36</sup>。

### (3) 安定財源として消費税を充てることの妥当性

消費税増税については、逆進性があることや保険料の事業主負担を結果的に家計に転嫁することになるため望ましくないとの意見もある。こうした中で、消費税ではなく、所得税について、最高税率の引上げや所得控除の廃止などによって見直し、所得税を社会保障給付費等のための安定財源として考えるべきではないかとの意見が示された。

これに対しては、社会保障財源にふさわしいのは、すべての国民が何らかの負担をしており、その上に社会保障制度が成り立っているという国民と税と制度がつながっているということが大変大事だと思っている。所得税は課税最低限を相当上げてきており、課税最低限に達していない人がおそらく1,700万人、1,800万人いるのではないかと思う。税を通じての国、社会と自分とのつながりがなくなってきているという問題も実はある。所得税を社会保障に使ってはいけない理屈はないが、消費税の方がよりふさわしいということだと思ふとの答弁が行われた<sup>37</sup>。

また、所得税の最高税率については、国、地方を合わせて50%というのは最高税率として低すぎるという議論が非常に強い。したがって、次の税制抜本改革のときには、最高税率を上げようという議論は出ているし、これは税収の話だけではなく、格差感とか不公平感とか世の中に生じてしまうのではないかとの答弁が行われた<sup>38</sup>。また、所得控除の廃止については、一般の人たちに所得控除を行うということは、労働の再生産とか、人間として生きていく最低限のものは決して税は奪わないという思想が入った控除ではないかと思っている。実際働いている人や子育てをしている人、老いた両親を看ている人たちを一体どうするのかという問題も考えざるを得ないとの否定的な考えが示された<sup>39</sup>。

## 8. おわりに

国民年金法改正法の成立によって、平成16年制度改正により定められた基礎年金国庫負担割合2分の1への引上げの実現が図られることになった。当面2年間については財政投融资特別会計からの繰入金を活用という臨時的な財源措置であるものの、現在のように経済情勢が低迷した状況の中で、これまで課題とされてきた国庫負担割合2分の1への引上げの財源確保が果たされたことには一定の評価ができよう。今後、安定財源の確保に向け

ては、経済情勢の好転を前提とした税制の抜本改革に委ねられているが、安定した年金制度を構築し、国民の信頼を得られる制度とするためにも、確実な安定財源の確保が望まれる。

また、こうした財源問題のほか、年金制度に関しては、財政検証について、経済前提を始めとする諸前提の在り方や、世代間や世代内の格差問題、モデル世帯を指標とすることの問題など、今国会で指摘された問題点は多々ある。内容の改善のみならず、国民にとっても分かりやすい方法での検証結果の提示が求められる。そのほか、無年金・低年金問題への対応については喫緊の課題となっており、国民皆年金の柱とされる基礎年金の機能強化について早急な対応が必要とされる。

---

<sup>1</sup> 当初提出された法律案では、施行期日が平成 21 年 4 月 1 日とされていたが、衆議院において、施行期日を公布の日に改める修正が行われた。

<sup>2</sup> 平成 16 年国民年金法改正法附則第 16 条では、「特定年度については、平成 19 年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成 21 年度までの間のいずれかの年度を定めるものとする。」と定められていた。なお、特定年度というのは、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 に引き上げる年度のことをいう。

<sup>3</sup> 平成 21 年度については、財政投融资特別会計から一般会計への繰入金として、約 2.3 兆円が計上されている。なお、同年度における基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 への引上げに要する額は、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含むと、約 2.5 兆円となる。

<sup>4</sup> 所得税法等改正法附則第 104 条第 3 項第 3 号には、「消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること」が定められている。

<sup>5</sup> 第 171 回国会衆議院厚生労働委員会議録第 8 号 29・30 頁（平 21.4.8）、第 171 回国会参議院厚生労働委員会会議録第 12 号 35 頁（平 21.6.2）、第 171 回国会参議院厚生労働委員会、財政金融委員会連合審査会会議録第 1 号 13 頁（平 21.6.8）、第 171 回国会参議院厚生労働委員会、財政金融委員会連合審査会会議録第 2 号 2 頁（平 21.6.16）

<sup>6</sup> 第 171 回国会衆議院厚生労働委員会議録第 7 号 26・27 頁（平 21.4.3）

<sup>7</sup> 第 171 回国会参議院厚生労働委員会会議録第 12 号 13・36 頁（平 21.6.2）

<sup>8</sup> 第 171 回国会参議院厚生労働委員会、財政金融委員会連合審査会会議録第 1 号 4 頁（平 21.6.8）

<sup>9</sup> 出生中位とは、合計特殊出生率が 2055 年に 1.26（2005 年と同水準）となることが想定されているケースであり、経済中位とは、長期の経済前提として、物価上昇率が 1.0%、名目賃金上昇率が 2.5%、名目運用利回りが 4.1%となることが想定されているケースである。基本ケースは、合計特殊出生率と長期の経済前提がともに中位となるケースをいう。

<sup>10</sup> 夫のみ就労のモデル世帯の所得代替率は、夫婦 2 人分の老齢基礎年金の満額に夫分の老齢厚生年金の額を加えたものを、男子被保険者の平均的な手取り賃金（標準報酬額に相当する額から公租公課の額を控除して得た額）で割ることによって算出される。平成 21 年財政検証結果では、基本ケースにおいて、モデル世帯の所得代替率が、平成 50（2038）年度以降 50.1%になるとの試算結果が示された。

<sup>11</sup> 第 171 回国会参議院厚生労働委員会会議録第 12 号 5・7 頁（平 21.6.2）、第 171 回国会参議院厚生労働委員会会議録第 13 号 6・7・19 頁（平 21.6.4）

<sup>12</sup> 第 171 回国会参議院厚生労働委員会会議録第 13 号 7 頁（平 21.6.4）

<sup>13</sup> 第 171 回国会参議院厚生労働委員会会議録第 14 号（平 21.6.9）



- <sup>14</sup> 所得代替率の分母となる手取り賃金の低下率が、分子の年金額(新規裁定者の年金額の改定は、物価上昇率、名目賃金上昇率がともにマイナスであり、かつ名目賃金上昇率の方がより低くなっている場合には、物価上昇率に基づくマイナス改定となる)の低下率よりも大きくなるため、所得代替率は上昇する。
- <sup>15</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会会議録第13号18・19頁(平21.6.4)
- <sup>16</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会会議録第12号6・7頁(平21.6.2)
- <sup>17</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会会議録第12号8頁(平21.6.2)
- <sup>18</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会会議録第13号3頁(平21.6.4)
- <sup>19</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会会議録第13号28・29・34・35頁(平21.6.4)
- <sup>20</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会会議録第12号25・26頁(平21.6.2)
- <sup>21</sup> 厚生年金及び共済年金加入者の場合、保険料負担については所得(標準報酬月額等(上限・下限あり))に応じた定率の負担となるが、年金額については、報酬比例部分は原則として所得(報酬)比例となるものの、基礎年金部分については保険料納付月数(及び保険料免除月数)に応じた定額となる。そのため、所得(報酬)の高い人と所得(報酬)の低い人との間で所得の再分配効果が働いている。
- <sup>22</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会会議録第12号10・26頁(平21.6.2)
- <sup>23</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会会議録第12号10~12頁(平21.6.2)
- <sup>24</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会会議録第13号40頁(平21.6.4)
- <sup>25</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会、財政金融委員会連合審査会会議録第1号2頁(平21.6.8)
- <sup>26</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会会議録第12号41頁(平21.6.2)
- <sup>27</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会、財政金融委員会連合審査会会議録第1号7頁(平21.6.8)
- <sup>28</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会会議録第12号30・31頁(平21.6.2)
- <sup>29</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会会議録第15号(平21.6.11)
- <sup>30</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会会議録第12号24・25頁(平21.6.2)
- <sup>31</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会会議録第12号25頁(平21.6.2)
- <sup>32</sup> 社会保障国民会議所得確保・保障分科会において公表された「公的年金制度に関する定量的シミュレーション結果」(平成20年5月19日)
- <sup>33</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会会議録第12号24頁(平21.6.2)、第171回国会参議院厚生労働委員会会議録第13号27頁(平21.6.4)
- <sup>34</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会会議録第12号24・35頁(平21.6.2)、第171回国会参議院厚生労働委員会会議録第13号27頁(平21.6.4)
- <sup>35</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会会議録第17号19・20・22頁(平21.6.18)
- <sup>36</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会、財政金融委員会連合審査会会議録第1号5・6頁(平21.6.8)、第171回国会参議院厚生労働委員会、財政金融委員会連合審査会会議録第2号10頁(平21.6.16)
- <sup>37</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会、財政金融委員会連合審査会会議録第1号8頁(平21.6.8)
- <sup>38</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会、財政金融委員会連合審査会会議録第1号9頁(平21.6.8)
- <sup>39</sup> 第171回国会参議院厚生労働委員会、財政金融委員会連合審査会会議録第1号10頁(平21.6.8)